

*利用できるサービス

利用者の負担は、原則としてサービス費用の1割、2割、3割（▶P9）です。

- 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護は、共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できる共生型サービスの対象です。
- 「サービス費用」はめやすです。これ以外に、サービスによっては居住費等、食費、日常生活費などの自己負担や、サービス内容や地域などによる加算があります。

凡 例	要介護 要介護1～5の方が対象（介護サービス）	事業対象者 事業対象者（▶P24）が対象
	要支援 要支援1・2の方が対象（介護予防サービス）	65歳以上 65歳以上の方が対象

●サービスを利用する前に

ケアプラン（介護サービスの利用計画）または介護予防ケアプランを作成する必要があります。

*介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

きょ たく かい ご し えん

居宅介護支援 **要介護**

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

かい ご よ ぼう し えん

介護予防支援 **要支援**

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらい、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は無料です。（全額を介護保険で負担します。）

※小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

在宅サービス

自宅を中心に利用するサービス（居宅サービス）です。訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。

*ホームヘルパーの訪問を受けて利用するサービス

ほう もん かい ご

訪問介護 **要介護**

（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事、入浴、排せつの介護などの「身体介護」や、調理、洗濯などの「生活援助」が受けられます。



- 要支援1・2、事業対象者の方は、サービス・活動事業の訪問型サービスが利用できます（▶P24）。

費用のめやす

		自己負担分	サービス費用
身体 介護中心	20分～30分未満	261円	2,610円
	30分～1時間未満	414円	4,140円
生活 援助中心	20分～45分未満	192円	1,915円
	45分以上	236円	2,354円

- 早朝・夜間・深夜などの加算があります。

	自己負担分	サービス費用
通院等乗降介助（1回）	104円	1,037円

※通院等のために訪問介護員等が自ら運転する車両への乗車・降車の介助、乗車前降車後の屋内での移動等の介助、または通院先での受診等の手続きや移動等の介助を行います。

身体介護

食事、入浴、排せつの介助など
利用者の身体に直接触れる介助
等で、本人が行うのが困難な場合

- 排せつ介助・おむつ交換
- 入浴介助・身体の清拭
- 着替え・体位変換の介助
- 通院、官公署への届出等の外出介助 など

生活援助

掃除、洗濯、買い物、調理な
どの家事で、利用者や家族が行
うことが困難な場合

- 利用者が使用する居室等の掃除
- 利用者の衣類等の洗濯
- 食料等の生活必需品の買い物
- 一般的な食事の調理 など

介護保険の訪問介護では利用できないもの

- 利用者の日常生活の援助の範囲を超えるものや、趣味嗜好に関するもの

- 利用者以外の方の洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主に利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接
- 留守番
- 自家用車の洗車や掃除
- 庭の草取り、植物の剪定、草木の水やり
- 犬の散歩
- 家具の移動
- 部屋の模様替え
- 特別な手間をかけて行う調理
- 大掃除、床のワックスがけ
- 家屋の修理、ペンキ塗り
- ドライブ
- 嗜好品の買い物
- 冠婚葬祭
- お祭りなど地域の行事への参加 など

- 金銭・貴重品の取り扱い 預貯金の引き出しや年金の受け取り など

- 医療行為

＊介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

ほう もん にゅう よく かい ご

訪問入浴介護

要支援

要介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、事業者が持参した浴槽で入浴介護が受けられます。



費用のめやす【1回あたり】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1・2	916円	9,159円
要介護1～5	1,355円	13,546円

※看護職員は利用者の入浴前後の体温や血圧、脈拍等のバイタルチェックや入浴介助等を行います。医療行為はできません。

＊自宅での生活のためのリハビリテーション

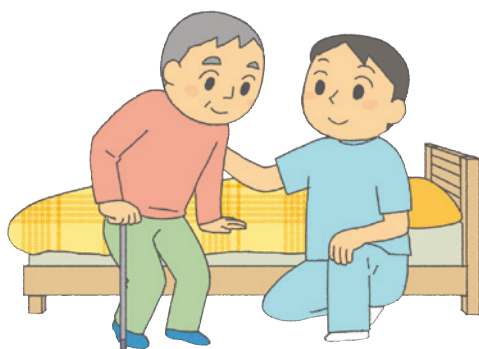
ほう もん

訪問リハビリテーション

要支援

要介護

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションが受けられます。



費用のめやす【1回あたり】

※週6回を限度。

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1・2	315円	3,143円
要介護1～5	325円	3,249円

理学療法士
(PT)

身体的な機能低下が見られる方などに、医師の指示のもと、立つ・座る・歩くなどの基本動作の回復や改善を目的とした支援をします。

作業療法士
(OT)

身体的な機能低下が見られる方などに、医師の指示のもと、絵画、手工芸、園芸等さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。

言語聴覚士
(ST)

言葉や発声、聴覚の障害がある方に、機能の回復や改善を目的とした訓練や助言、支援をします。

＊看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

ほう もん かん ご

訪問看護

要支援

要介護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助等が受けられます。



費用のめやす【30分～1時間未満／病院・診療所からの場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1・2	592円	5,917円
要介護1～5	615円	6,141円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

●がん末期や難病の方、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

＊居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

きょ たく りょう よう かん り し どう

居宅療養管理指導

要支援

要介護



医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な方の居宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理や指導をします。

費用のめやす【単一建物居住者1人に対して行う場合】

	自己負担分	サービス費用
医師の場合(月2回まで)	515円	5,150円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円	5,170円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円	5,660円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円	5,180円
管理栄養士の場合(月2回まで)	545円	5,450円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円	3,620円

＊事業所に通所して利用するサービス

つう しょ かい ご

通所介護

(デイサービス)

要介護

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。

(利用するメニューによって費用が加算されます。)

- 要支援1・2、事業対象者の方は、サービス・活動事業の通所型サービスが利用できます(▶P24)。



費用のめやす【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	688円	6,876円
要介護2	812円	8,119円
要介護3	941円	9,405円
要介護4	1,069円	10,690円
要介護5	1,200円	11,996円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

つう しょ

通所リハビリテーション

(デイケア)

要支援

要介護

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。

(利用するメニューによって費用が加算されます。)

費用のめやす【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護度	自己負担分	サービス費用
要介護1	804円	8,039円
要介護2	953円	9,526円
要介護3	1,104円	11,035円
要介護4	1,282円	12,818円
要介護5	1,455円	14,548円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

1か月あたりの費用のめやす

要介護度	自己負担分	サービス費用
要支援1	2,393円	23,927円
要支援2	4,461円	44,605円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

他制度のサービスとの併用について

【障害福祉サービスを使っている方へ】

障害のある方が、介護保険の被保険者となり、要介護認定を受けると、障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにある場合は、原則として介護保険サービスの利用が優先されます(訪問介護(ホームヘルプ)、通所介護(デイサービス)、短期入所(ショートステイ)など)。

介護保険サービスのみでは、支給量が確保できないなどのお困りごとがある場合は、お住まいの区役所の担当部署へご相談ください。

【医療保険でサービスを受けている方へ】

現在、医療保険で訪問介護、訪問・通所リハビリテーション、居宅療養管理指導を受けている場合、要介護認定を受けると、原則として介護保険での同サービスの利用が優先され、医療保険の適用ではなくなります。いずれの適用となるか、詳しくは医療機関にご相談ください。